

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アンゴラ国地上デジタル放送機材整備計画準備調査(QCBS)

調達管理番号：23a00505

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者とする契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月20日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月20日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アンゴラ国地上デジタル放送機材整備計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年12月～2024年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Morita.Akane@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 STI・DX室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年9月26日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年10月3日 12時
3	質問への回答 9月27日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年10月2日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年10月6日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年10月13日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年10月30日 11時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に
規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認
することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社
の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約
は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の
公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・
見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼くだ
さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022
年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1
日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年
4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）
については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間
終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

- 注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
- 注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記 4.（3）日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記 4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある</u> 。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、 <u>本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある</u> 。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポー

ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

1 1. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「アンゴラ国地上デジタル放送機材整備計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

アンゴラ共和国（以下、「アンゴラ」という。）においては携帯電話での4G回線普及率及びインターネット普及率が約33%に留まっているため、テレビ放送は市民にとって貴重な情報源となっている。アンゴラでは国営及び民間放送局合わせて4社によりテレビ放送が行われており、全国のエリアカバー率は約6割（通信・情報技術省、2019年）と、市民の情報源として普及している。一方、実施中の開発計画調査型技術協力「地上デジタルテレビ放送移行プロジェクト」により2022年に実施した調査によると、複数の送信所において増幅器モジュールの故障により減力運転を余儀なくされていることにより、人口カバー率は当初の設計時想定より約7%低減しており、さらに民放は一部地域がカバーされていない等、テレビ放送による情報アクセス向上が課題となっている。また、現在、放送は公用語であるポルトガル語のみとなっているが、国民の約7割が様々な現地語（民族語）を使用していることから、地上デジタル放送日本方式（以下、「ISDB-T」という。）の特徴である字幕や多言語放送への潜在ニーズは高い。加えて、気象情報や災害情報を入手する手段が限られており、EWBS（緊急警報放送）の実装を通じた自然災害時の効果的・効率的な情報伝達の点でも、地上デジタル放送の早期導入が必要となっている。また、アンゴラにおいては地上デジタル放送を、すべての国民が情報社会の恩恵を受けるための主要ツールの一つであると国家開発計画（2018-2022）の中で位置づけている。

地上アナログ放送のデジタル化（以下、「地デジ化」という。）は、限られた資源である電波の有効利用のため国際電気通信連合（ITU）主導で全世界的に進められており、2006年にITUの第1地域（欧州・アフリカ）会合で、2015年6月17日をもって近隣国に妨害を与える恐れのあるアナログ放送は停止すべきという決議がなされたものの、2023年5月現在もデジタル放送開始が始まっておらず、アナログ停波の見通しが立っていない状況である。アンゴラでは、2009年頃から日本方式の採用を検討するため、我が国総務省予算による試験放送、並びにJICA専門家による技術支援、設備拡充の技術的相談、及び設備導入にあたっての日本企業への橋渡し等が行われた。係る状況において、2021年より上述した開発計画調査型技術協力により日本方式に基づくマスタープラン策定支援を実施し、計画策定が進められている。

首都ルアンダ市には、地デジ放送の配信元となる本局があるため、アンゴラにおける地デジ化の基盤整備として、まずはルアンダ市における整備を推進することが必要である。また、ベンゲラ市はアンゴラ中西部に位置する港湾都市であり、同国の主要な経済都市としてアンゴラ政府の地デジ導入優先度は高い。

係る状況を踏まえ、「地上デジタル放送網整備計画」（以下、「本事業」という）は、首都ルアンダの本局及び2か所の送信所、並びにベンゲラ市の1か所の送信所において、地上デジタル放送網にかかる施設・機材の整備を行うことにより、テレビ放送の対人口比カバー率及び視聴可能な番組系統数の増加を図り、もって国民の情報へのアクセスを向上し、情報格差の是正を目指すものである。

第3条 事業の概要

1. 事業の目的

本事業は、首都ルアンダの本局を含む2か所の送信所、並びにベンゲラ市の送信所において、地上デジタル放送網にかかる施設・機材の整備を行うことにより、テレビ放送の対人口比カバー率及び視聴可能な番組系統数の増加を図り、もって国民の情報へのアクセス向上に寄与するもの。

2. 事業内容

協議を通じて想定されている事業内容・規模は以下の通り。

ア) 施設、機材等の内容

【施設】送信所（3か所）

- 送信局舎の建設
- ルアンダ、ベンゲラ送信アンテナ用タワー建設

【機材】送信機材、衛星伝送システム、ヘッドエンドシステム

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

基本設計、入札補助、施工・調達監理、運営維持管理研修

ウ) 調達・施工方法

主要機材は日本製品の調達を想定。建設資機材は現地調達を基本とするが、品質の確保に不安がある資材は日本又は第三国調達も検討する（協力準備調査にて詳細確認する）。

3. 対象地域（サイト）

- ・ ルアンダ本局及び2送信所（P. Justiça送信所、Viana送信所）
- ・ ベンゲラ（Benguela Sombreiro送信所）

4. 関係省庁・機関

- ・ 所管省庁：アンゴラ通信・情報技術省（Ministry of Telecommunications, Information Technologies and Social Communication）
- ・ 実施機関：アンゴラ国営通信局（Angolan Institute of Communications）、アンゴラ国営放送局（Televisao Publica de Angola、以下TPA）、他

5. 本事業に関連する我が国の主な援助活動

① 我が国の援助活動

開発計画調査型技術協力「地上デジタルテレビ放送移行プロジェクト」（2021年～2025年）を実施しており、地デジ導入のためのマスタープランの策定と更新支援が行われている。同技術協力において、新サービス（データ放送、多言語放送、緊急警報放送）の計画策定支援、多言語放送・データ放送の運用規定策定支援、並びに試験放送システムの準備及び運用支援等のソフト面の協力を実施しており、さらに本事業において地デジ送信設備のハード面の整備を支援することで、マスタープランに沿った地デジ放送対象地域の拡大に寄与する。

第4条 業務の目的

本業務は、無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、アンゴラ政府から要請のあった「地上デジタル放送機材整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがアンゴラ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記2回の現地調査を予定している。なお、第一回及び第二回現地調査に際しては、JICAから調査団が各一週間程度参加する。

第一回現地調査：設計・積算に必要な情報収集、概略設計の実施、実施体制、環境社会配慮調査、再委託契約の締結

第二回現地調査：最終報告書案を先方関係者へ説明・協議し、基本的了解を得る

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時JICAと協議する。

なお、特に以下の4つの段階においては、日本側関係者が出席する会議において、内容を確認する。

1) 第一回現地調査派遣前

第一回現地調査にあたっての対処方針を確認・協議する。

2) 第一回現地調査派遣後

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 第二回現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

4) 第二回現地調査派遣後

先方実施機関と合意済の「準備調査報告書（案）」に基づき、事業の内容を報告する。

(3) 地上デジタル放送移行に向けた運営・維持体制等の確認

本事業は地上デジタル放送移行のための施設・機材調達案件であり、基盤整備は図られるものの、地上デジタル放送への移行には、①既存案件で作成したマスタープランの実行能力、②情報通信網及び地上デジタル放送送信所のメンテナンス能力が先方実施機関に備わっていることが必須である。上述の現状を十分に把握した上で、運営・維持管理能力の向上にかかる技術支援が必要且つ妥当と判断された場合は、ソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

(4) 施設（建築）にかかるサイト状況調査の実施

1) 対象サイトにおける地雷・不発弾の埋設状況の把握

国家地雷除去センター（Centro Nacional de Desminagem、以下「CND」）や NGO 等、関係機関から対象サイト周辺の地雷・不発弾の埋設状況及び除去状況について情報収集及び整理をする。安全性が確認できた後、2) 以降の調査を実施する。

2) 関連資機材の整備状況の確認

対象サイトにおける既存アンテナ鉄塔の状況、構造、既存送信局舎の状況、及び新設鉄塔の建設候補地の確認を実施する。

3) 自然条件調査

送信所施設の適切な改修及びアンテナの適切な据付場所及びその構造を決定するために、気象調査、地形調査、地盤調査を行う。調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬のないように留意する。事前条件調査のうち、地形調査と地盤調査については、現地再委託を可能とし、その場合、別見積とする。

調査項目は以下を想定している。

- 気象調査

調査目的：施設、アンテナ据付の計画、設計および施工に必要な気象条件を把握する。

調査項目：降雨量、落雷、風向、風速、自然災害の履歴等

調査方法：既往データの収集

成果品：調査報告（気象情報の分析結果）

- 地形調査（平面測量）

調査目的：施設・アンテナ据付の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

調査位置：調査対象施設、アンテナ据付位置の周辺

調査項目：平面測量等

成果品：調査報告（平面図）

- 地盤調査

調査目的：施設・アンテナの設計に必要な情報・判断材料の確認を行う

調査位置：調査対象施設、アンテナ据付位置の周辺

調査項目：ボーリング、標準貫入試験、平板積荷試験等

成果品：調査報告（試験結果、調査結果）

（5）施工時の工事安全対策に関する検討

本事業においては、相手国の法律・基準を確認すると共に、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス（2014年9月）」（以下、「安全管理ガイドンス」）の主旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解を得る。施工計画の策定に際して、工事中の安全について全管理ガイドンスの安全施工技術方針に留意するとともに、アンゴラ他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA アンゴラ事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA アンゴラ事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

本事業は地上デジタルテレビ放送網整備計画にかかる調査であるが、アンゴラにおいては、内戦中に埋設・投下された地雷・不発弾が国土面積の約 35%に残存すると言われている。本調査及び施工にあたっては、対象サイト周辺の安全性担保が必要不可欠であることから、安全確認のための地雷・不発弾にかかる調査を実施した上で、自然条件調査を実施する。

なお、地雷・不発弾の除去そのものは、アンゴラ政府が実施する。

(6) 関連案件、類似案件の既存資料の活用

概略設計の実施にあたり、「アンゴラ国 地上デジタルテレビ放送移行プロジェクト」での収集情報を十分に活用の上、調査の重複等は避けること。また、「モルディブ共和国 地上デジタルテレビ放送網整備計画準備調査報告書」、「アンゴラ国 ナミベ港改修計画」、実施中の開発調査型技プロで策定支援したマスタープランなど内容の類似した事業に関する既存資料を十分活用し、設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認することで、調査の効率化に努める。

(7) 調達事情調査

本事業で必要となる建設資機材、労務について、直近の開発調査型技術協力プロジェクトにおけるパイロット事業の施工業者等へのヒアリング等を通じて、調達事情を調査する。対象サイトは首都から遠隔地にあることから、資機材の輸送に当たっては、概算事業費の積算精度の向上を目的として、主な資機材は品目毎に輸送経路の検討を行う。

サブコントラクターの技術レベルは品質確保や事業費の積算において重要であるため、可能な限りサブコントラクターが施工した施設の調査、工事工程の情報収集を実施し、技術レベルを慎重に判断する。

また、機材に関しては、現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等についての調査を行い、概略設計に反映させる。

(8) アンゴラ側負担事項

我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲および予定されているアンゴラ側負担事項の責任分担の考え方を現地調査時にアンゴラ側実施機関へ明確に説明する。アンゴラ側負担事項（便宜供与、受信機の普及計画など）のプロセス、実施時期、各手続きにおける関係省庁を明確にし、着実な実施をアンゴラ政府へ要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際のアンゴラ側負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。アンゴラ側負担事項については、アンゴラ側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期段階からアンゴラ側と十分に協議を重ねた上で検討すること。

(9) 免税手続きに係る情報の収集・整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの機関によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用（通関手数料、港湾保管料等）、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国に

おける名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また日本国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI 等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は JICA アンゴラ事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA アンゴラ事務所と協議し、JICA アンゴラ事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて確認する。調査終了時には必ず JICA アンゴラ事務所へ報告する。なお、調査結果については「免税情報シート」にまとめ、データにて提出する。

（10）環境社会配慮

本件実施による住民移転及び土地収用はないことが確認されている。このため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）上、環境及び社会への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリ-Cに分類される。本調査では、改めてカテゴリ分類を確認する。

なお、事前のスクリーニング調査時点で環境アセスメントの要否について確認が取れなかったことから、協力準備調査中に実施が必要であると判明した場合、契約変更し、アンゴラ政府と協力し、環境アセスメント支援を行う。

（11）ジェンダーおよび社会的弱者への配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、特に女性や子供、障害者、少数民族等社会的弱者への配慮を行うものとする。

（12）協力準備調査設計・積算マニュアル

本事業において設計・積算を行うに当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（2009年3月）及び「補完編・機材編」（2023年4月）（以下、「設計・積算マニュアル」）に基づくものとする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（13）無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドライン

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドライン」（2022年6月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」）を参照することとする。その際、機密情報が含まれる可能性を考慮し、報告書の公開範囲をアンゴラ側と確認する。

（14）気候変動対策

開発と気候変動対策を両立する観点及び、アンゴラにおいては、電力供給が課題となっていることから、本事業において省エネルギー効果のある機器を調達することを検討する。

（15）報道の自由について

本事業では、アンゴラにてテレビ放送を提供する4社の内、アンゴラ国営放送局（Televisao Publica de Angola、以下「TPA」）を支援する。国営放送においては、報

道や番組内容を国が統制する場合のあることから、TPAに報道の自由に関する懸念がある場合、本事業の実施に関してネガティブな社会的評価が下される可能性があるため、本調査においては報道の自由の観点にて、本事業実施に対するリスクの有無の確認を行い、JICA（アンゴラ事務所、ガバナンス・平和構築部及びJICAアンゴラ事務所）へ報告を実施すること。

第7条 業務の内容

「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

- 1) 要請書および関連資料を解析・検討し、事業の全体像を把握する。
 - 2) 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。²
 - 3) 事業規模の検討に際して必要となる情報について、国内で入手可能な情報等を収集し、対象消防拠点・整備機材の優先順位を検討する基準を整理する。³
 - 4) 調査全体方針、方法及び作業計画ならびに協力計画案を検討する。
 - 5) 現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。⁴
- 6) 上記1)～5)の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA調査団員と協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) アンゴラの開発計画、通信分野の開発計画等の上位計画における本計画の位置づけ及び整合性について確認する。
- 2) 過去および実施中の類似案件の内容を把握し、教訓や知見を最大限に活用する。
- 3) 他の開発パートナーによる活動状況を調査し、本事業との整合性や今後の連携の可能性、教訓の反映等について整理する。

(4) アンゴラの地上デジタル放送にかかる基礎情報調査

- 1) アンゴラ基礎情報（人口、経済状況、主要産業、社会課題、重点開発分野などの最新情報）を収集する。
- 2) 通信・放送サービス全般の情報収集を行う。特に、地上デジタルテレビ放送にかかる運用・保守体制を確認する。

² 成果指標案については、プロポーザルで提案し本検討に含める。

³ 基準案についてはプロポーザルで提案すること。

⁴ 上記5. 実施方針及び留意事項に従って対象を絞り込んだ機材計画案をプロポーザルで複数提案する。

3) 上述「6.(3)」を踏まえ、本事業実施の各コンポーネントの妥当性を確認すると共に、重要性・必要性また、各コンポーネントの優先順位を確認する。また、必要に応じてコンポーネントの絞り込み、縮小もしくは代替手段等についても検討し、先方実施機関と協議する。

(5) プロジェクト実施体制の確認

事業の実施機関であるアンゴラ国営通信局、アンゴラ国営放送局の組織・権限・人員構成や直近3～5年間の予算状況、技術水準、既往案件に係る実施機関の事業実施実績、機材の保守・運用能力などを確認し、本事業の実施機関としての能力を確認する。

特にアンゴラ国営通信局、アンゴラ国営放送局の経常収入・支出を含むキャッシュフロー、レバレッジ、減価償却等の財務管理体制を確認すること。

(6) 事業に関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

関連設備及び施設建設に関する法令・基準・設計条件を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、アンゴラ側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件を確認・整理する。

(7) 対象サイト周辺における地雷・不発弾の埋設状況にかかる調査

調査及び本体工事の安全性を担保するため、対象サイト周辺の地雷・不発弾の埋設、除去状況をサイト状況調査（機材、施設）実施前に調査する。CND等関係機関から、資料収集し情報を整理する。CND以外にも複数の機関により調査されている可能性があることから、調査実施期間、調査手法についても併せて確認する必要がある。

安全性が担保されていると発注者（ガバナンス・平和構築部）が確認できた場合、サイト状況調査（機材、施設）を実施する。

(8) 環境社会配慮に関する調査

環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本計画のカテゴリーを確認するとともに、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

(9) サイト状況調査（機材）

本業務にて行う設計、積算について必要な制度を確保するため、対象地域において、以下に示すサイト状況調査を行う。

1) 機材設置のための土地確保状況、候補地の適否確認、必要に応じて周辺の自然状況調査（地形等）

2) 無線管理局等のレイアウト確認（広さ、機材配置等）

3) 既存機材の確認（稼働状況、普及状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制等）

4) ユーティリティ（電気、水道等）の整備状況

5) 各機材設置拠点の妥当性の検討、要すれば新規機材設置拠点場所の検討及びアンテナ設置時等の雷対策も検討。

(10) サイト状況調査（施設）

本業務にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、対象地域において、以下に示すサイト状況調査を行う。

1) 関連施設の状況確認

既存のテレビ放送局スタジオビル、送信所施設の状況、広さ、機材配置、空調、電力）、構造（電波干渉、安全性）及び設置条件等状況を確認する。

(11) 相手国側負担事項に係る検討・協議

上記第6条（8）に記載の事項を踏まえ、必要な検討・協議を行う。

(12) 免税手続きに係る情報の収集・整理

上記第6条（9）に記載の事項を踏まえ、必要な検討・協議を行う。

(13) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

上記第6条（7）に記載の事項を踏まえ、必要な検討・協議を行う。

(14) プロジェクト内容の計画策定

現地調査結果及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。第一次現地調査帰国後30日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）、「協力準備調査設計・積算マニュアル 補完版（建築分野）」（2023年4月）、「協力準備調査設計・積算マニュアル 機材編」（2023年4月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

② 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

現地調査結果及び前項を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

③ 概略設計図

④ 施工計画

1) 施工方針

2) 施工上の留意事項

- 3) 施工区分（先方負担工事との区分）
- 4) 施工管理計画
- 5) 品質管理計画
- 6) 資機材等調達計画
- 7) 実施工程

施工管理計画では、概略設計に基づく施工管理方針、施工管理体制、施工管理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

⑤ 機材調達計画

- 1) 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- 2) 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無、ロット分け等）
- 3) 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- 4) 配置場所
- 5) 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- 6) 保守契約（対象機材、契約内容、期間）

⑥ 地雷・不発弾探査・除去計画（地雷・不発弾の探査・除去が必要となった場合）

- 1) 地雷・不発弾探査・除去実施機関選定方法
- 2) 地雷・不発弾の探査・除去計画
- 3) 探査・活動経費（予算）の確保フロー
- 4) 探査・除去後の安全性担保（認証プロセス）について
 - 国際基準等に基づき、JICA等の第三者が客観的に検証可能であること。
- 5) 類似事例における地雷・不発弾の探査・除去状況（実績）の確認
 - 類似事例が開発援助事業の場合、探査・除去にかかる援助国と被援助国の費用負担割合についても併せて確認する。
- 6) 機材や予算等、投入の追跡可否（目的外使用有無の確認可否）
 - 国際機関及び各国政府に対する情報収集（類似事例における対応や安全基準等の収集）。

(15) プロジェクトの維持管理計画

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を、下記項目を参照して積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。また、機材については、入札に対応できる精度を確保すること。

① 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの「機材編」及び「補完編（建築分野）」を参照すること。

- ② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討
概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

(16) ソフトコンポーネント計画の検討

先方政府関係者と協議の上、本事業完工後の運営、維持管理にかかる支援の必要性を検討する。必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

(17) プロジェクトの概略事業費

1) 積算

事業の概略事業費の積算にあたっては、無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえ、調査・設計の妥当性を十分に検討する。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編・機材編も参照して積算を行う。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対してその内容を説明し、確認を取ること。

なお、機材に関しては設計（機材の仕様選定）及び積算の精度は入札に対応できる精度を確保すること。

2) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ、以下のリスク情報を収集・分析し、JICA へ提供する。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水、干ばつ等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

(18) プロジェクト実施にあたっての留意事項

事業実施にあたり、直接的な影響を与える要因を留意事項として整理する。また、本事業は TPA の地上デジタル放送移行支援することをもって、国民の情報へのアクセス向上及び情報格差の是正を目指すものであることから、表現・報道の自由の観点から事業リスクについても確認する。

(19) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業の成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討を行うとともに、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(21) プロジェクトの評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価 6 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年を目処とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標としては、対象地域における地上波テレビ放送人口カバー率、対象地域における視聴可能な地上波放送番組系統数を想定している。これら指標の計測方法は詳細に準備調査報告書へ記載すること。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(22) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(23) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をアンゴラ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。協議説明に際しては、効果的かつ効率的な説明が可能となるよう準備を行うこと。特に、事業実施におけるアンゴラ側負担

事項、維持管理体制の整備、環境社会配慮など、アンゴラ側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、概略設計概要書及び機材仕様書（案）の内容についてアンゴラ側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ、事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる

(24) 準備調査報告書等の作成

アンゴラ政府への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書、概要資料に必要な付属資料、ならびに技術協力案件詳細計画報告書を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料に必要な付属資料は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2022年6月改訂版）に従った内容とする。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5から9を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。すべての報告書は事前にドラフトをJICAへ提出し、JICAからの確認を取った上での提出とする。また、すべての報告書はデータでも提出することとする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

No	報告書名	言語
1	業務計画書	和文1部（電子データ）
2	インセプション・レポート	和文1部（電子データ） 英文2部（電子データ） 葡文2部（電子データ）
3	現地調査結果概要	和文1部（電子データ）
4	準備調査報告書（案）	和文1部（電子データ） 英文2部（電子データ） 葡文2部（電子データ）
5	概略事業費（無償）積算内訳書	和文2部（電子データ）
6	準備調査報告書	和文（製本版）5部及びCD-R2枚 英文（製本版）5部及びCD-R2枚 葡文（製本版）5部及びCD-R2枚 和文（簡易製本版）3部及びCD-R2枚
7	機材仕様書	和文2部（電子データ） 英文2部（電子データ） 葡文2部（電子データ）

8	デジタル画像集	CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）
9	進捗報告書初版 Project Monitoring Report	準備調査報告書に含めること
10	免税情報シート	アップデート版をデータにて提出

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については「協力準備調査設計・積算マニュアル 機材編」（2019年10月改訂）を、その他については「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」（2022年6月改訂版）を参照することとする

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公表用簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

注5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また英語報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英語により作成すると共に、必ず校閲を受けること。特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(2) その他の提出物

1. 議事録等

現地調査時に、アンゴラ政府関係者との間で重要な協議、事実の確認等を行う場合には、アンゴラ政府との間で認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録等に取りまとめ、JICAに対しても速やかに提出すること。

2. アンゴラ政府への提出文書

アンゴラ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

3. その他

JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案（発注者が指定する様式により A4 版 4～5 枚以内）にとりまとめ、会議開催日を含め 3 営業日以内に JICA に提出すること。上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出すること。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	類似案件の既存資料・情報の活用	第6条 実施方針及び留意事項 (6) 類似案件の既存資料の活用
2	機材計画案	第6条 実施方針及び留意事項 (7) 調達事情調査 第7条 業務の内容 (9) サイト状況調査(機材)
3	自然条件調査の細目 (調査項目、調査内容、仕様、数量等)	第6条 実施方針及び留意事項 (4) 施設(建築)にかかるサイト状況調査の実施
4	事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標案	第7条 業務の内容 (21) プロジェクトの評価

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：地上デジタルテレビ放送に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／放送事業計画

➤ 機材計画（本局機材、伝送システム、送信システム）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5. 2 6 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／放送事業計画）】

- ① 類似業務経験の分野：放送事業に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：全世界での業務経験
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：機材計画（本局機材、伝送システム、送信システム）】

- ① 類似業務経験の分野：地上デジタルテレビ放送に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年12月から国内事前準備を開始し、2024年1月中旬から第一次現地調査を行う。帰国後に国内解析（JICAが積算審査に要する期間を含む）を行い、2024年8月中旬を目途に報告書案説明調査を行う。その後、2024年8月下旬までに概略設計概要資料、2024年9月までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.67人月（現地：7.87人月、国内：6.80人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/放送事業計画（2号）
- ② 機材計画（本局機材、伝送システム、送信システム）（3号）
- ③ 設備/据付計画
- ④ 自然条件調査
- ⑤ 社会状況調査/環境社会配慮
- ⑥ 調達計画・積算
- ⑦ 地雷・不発弾調査
- ⑧ 中継局設備（鉄塔・局舎）
- ⑨ 財務分析

3) 渡航回数を目途 全12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査（地形調査）
- 自然条件調査（地盤調査）
- 地雷・不発弾調査

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切に監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- アンゴラ国「地上デジタルテレビ放送移行プロジェクト」インテリムレポート（英）

2）公開資料

- [アンゴラ国「地上デジタルテレビ放送移行プロジェクト」事業事前評価表](#)

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務に先立ち「JICA 安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。渡航計画を現地渡航 2 週間前までに JICA へ提出する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA アンゴラ事務所において十分な情報収集を行うとともに

に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と譲二連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の

上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

72,181,000円（税抜）

なお、定額計上分 16,040,000円（税抜）円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査（地形計測）	「第2章 特記仕様書案 第6条. 実施方針及び留意事項（4）施設（建築）にかかるサイト状況調査の実施」	3,000,000円	各種測量	再委託費
2	自然条件調査（地盤調査）	「第2章 特記仕様書案 第6条. 実施方針及び留意事項（4）施設（建築）にかかるサイト状況調査の実施」	3,000,000円	ボーリング、標準貫入試験、平板載荷試験等	再委託費
3	地雷・不発弾調査	「第2章 特記仕様書案 第6条. 実施方針及び留意事項（4）施設（建築）にかかるサイト状況調査の実施」	3,000,000円	地雷・不発弾探索等	再委託費
4	調査補助員	「第2章 特記仕様書案 第6条. 実施方針及び留意事項（4）施設（建築）にかかるサイト状況調査の実施」	2,000,000円	補助員人件費、補助員出張旅費（日当・宿泊費）	一般業務費（特殊傭人費）
5	資料等翻訳費	「第7条 業務の内容」全般	2,400,000円	葡語から英語または日本語への翻訳費用	一般業務費（資料等翻訳費）
6	報告書作成費	「第8条 報告書等」	2,640,000円	日本語または英語から葡語への翻訳費用	報告書作成費

(5) 見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒ルアンダ（エミレーツ航空）

東京⇒アディスアベバ/シンガポール・ヨハネスブルグ/香港・ヨハネスブルグ⇒ルアンダ
（エミレーツ航空、エチオピア航空）

東京⇒アムステルダム/パリ⇒ルアンダ（エールフランス航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

アンゴラ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料について、首都ルアンダは一律 37,000 円/泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

その他都市については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022 年 10 月）の通り計上してください。

別紙 2：プロポーザル評価配点表

別紙 3：自然条件調査仕様書（案）

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/放送事業計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>機材計画 (本局機材、伝送システム、送信システム)</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	

イ) 対象国・地域での業務経験	0
ウ) 語学力	0
エ) その他学位、資格等	5

アンゴラ国地上デジタルテレビ放送網整備計画準備調査
自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・アンテナ据付の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に質するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断や周辺環境への影響の少ない設計・施工を検討するために実施する。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変更しないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差しさえないが、その場合はプロポーザルにその旨記載する。

2. 調査項目（例）

• 気象調査

調査目的：施設、アンテナ据付の計画、設計および施工に必要な気象条件を把握する。

調査項目：降雨量、落雷、風向、風速、自然災害の履歴等

調査方法：既往データの収集

成果品：調査報告（気象情報の分析結果）

• 地形調査（平面測量）

調査目的：施設・アンテナ据付の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

調査位置：調査対象施設、アンテナ据付位置の周辺

調査項目：平面測量等

成果品：調査報告（平面図）

• 地盤調査

調査目的：施設・アンテナの設計に必要な情報・判断材料の確認を行う

調査位置：調査対象施設、アンテナ据付位置の周辺

調査項目：ボーリング、標準貫入試験、平板積荷試験等
成果品：調査報告（試験結果、調査結果）

以上